

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成31年1月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800099号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800034号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年3月31日から平成7年4月1日に訂正し、平成6年3月から同年8月までの標準報酬月額を26万円、平成6年9月から平成7年3月までの標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

平成6年3月31日から平成7年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年3月31日から平成7年4月1日まで

年金記録によると、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成6年3月31日とされているが、その後も同事業所に継続して勤務していた。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったと記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所における雇用保険の被保険者記録及び同僚が保管していた給料台帳によると、請求者は、請求期間において、当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、平成7年3月7日付けで同日と記録され、同日に当該事業所が全喪したと記録されていたが、その後、平成7年3月31日付けで、請求者の資格喪失日は、平成6年9月1日の随時改定を取り消した上で、平成6年3月31日に遡って訂正する処理を行っていることが確認できる。

また、上記遡及訂正処理が行われた平成7年3月31日において、当初、平成6年3月31日より後の日をA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日として記録されていた同僚が14人確認できるところ、このうち13人について、請求者と同様に、同喪失日を平成6年3月31日に訂正する処理を行い、他の一人については、厚生年金保険の被保険者記録(資格取得日及び資格喪失日)を取り消す処理を行っていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A事業所は、商業・法人登記簿謄本により、請求期間において法人の事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

加えて、上述のとおり、A事業所の当初の全喪処理は、平成7年3月7日に行われ、同月中の平成7年3月31日には、全喪日を平成6年3月31日とする遡及訂正処理が行われており、さらに、オンライン記録によると、当該事業所が社会保険事務所(当時)に納付すべき保険料

が不納欠損として処理されていることが確認できることを踏まえると、これらの全喪処理及び全喪日の遡及訂正処理は、当該事業所が保険料を滞納していたことを理由とする一連の処理であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、平成7年3月7日とする処理、及び同喪失日を平成6年3月31日に遡及して訂正する処理を行う合理的理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められない上、当該不合理な遡及訂正処理を行った平成7年3月31日において、請求者が当該事業所に勤務していたことが確認できることから、請求者に係る同喪失日については、その翌日の平成7年4月1日とすることが妥当である。

また、平成6年3月から平成7年3月までの標準報酬月額については、A事業所における遡及訂正処理前の標準報酬月額から、平成6年3月から同年8月までは26万円、平成6年9月から平成7年3月までは34万円とすることが妥当である。